

障害者福祉システム等標準化検討会 個別検討WT（第2回）

地域生活支援事業について（ご確認）

令和6年6月14日
事務局提出資料

1. 確認の経緯について

○ 地域生活支援事業の標準化について、自治体から以下の意見がきています。

No	意見の内容	要望事項	その理由
1	機能ID:0220816、0220817、0220818、0220819について、 <u>地域生活支援事業についても国保連合会とのデータ連携ができるようにしてほしい。別システムで対応するとすると、事務が煩雑になる</u> ため、オプションで地域生活支援事業についても対応可能としてほしい。	地域生活支援事業の中でも、国保連委託に関する事業の標準化	独自施策システムと分か れると事務が煩雑になるた め ※同一システムが効率的 であるため
2	<u>地域生活支援事業(日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス、日常生活用具等)についても標準化対象</u> としていただきたい。 【理由】 地域生活支援事業については、標準化対象の障がい福祉サービスと密接に連携するものであり、 <u>同一システムにて処理することが効率的である</u> ため。	地域生活支援事業の中 でも、多くの自治体でシス テム管理している日中一時 支援、移動支援、訪問入浴 サービス、日常生活用具等 の事業の標準化	同一システムが効率的で あるため
3	当市では、同一システムパッケージにて、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、福祉タクシー、日中一時支援、市営バス乗車券等の事業を行っている。これらの事業が標準化対象外となった場合、 <u>経過処置で当分の間、1つのパッケージで標準準拠システムとそれ以外のシステムが提供されることが許されるが、処置経過後、システムの間の連携を行うこととなった場合、個別に当該事業を行うシステムの開発・維持・管理が必要となり、経済的にも不効率である</u> ため、上記事業に加え、 <u>市町村地域生活支援事業必須事業や全国的にどの市町村も実施している事業については、同一システムパッケージにて提供できるように、標準化対象事業として検討されたい。</u>	日常生活用具給付等事業、 移動支援事業、福祉タクシ ー、日中一時支援、市営バ ス乗車券等の他、市町村 地域生活支援事業必須事 業や全国的にどの市町村 も実施している事業の標準 化	・独自施策システムと分か れると非効率・不経済で あるため ・同一システムの利用は、 経過措置後、システム分 割が必要になるため

2. 確認事項について

- 現状、地域生活支援事業を含む独自事業(横出し)は、地域の実情に応じて住民サービス向上のために創意工夫して実施しているものであるため標準化の対象外としています。その上で、標準準拠システムと独自事業(横出し)を管理するシステム(独自施策システム)が分かれることによる弊害を最小化するために、標準準拠システムと独自施策システムとの連携機能を規定し、それぞれのシステムで必要な情報を検索、表示、抽出できるようにしています。

No	標準化の対象外とした理由	補足
1	地域の実情にあった事業として実施できるようにするため	標準化の対象外とすることで、条例や規則の制定・改正に伴うシステム機能に迅速・柔軟に対応可能となる
2	システム分離の弊害は最小化可能であるため	独自施策システムとの連携機能を規定したことで対応可能となる
3	一体的なシステム管理も可能であるため	経過措置により認められている(経過措置の期限は未定)
4	一定の費用補助があるため	新たに発生する連携機能については補助対象となっている
5	地域生活支援事業以外にも独自手当や交通費助成等の独自事業が多数あるため	地域生活支援事業の一部の事業を標準化の対象としても、他の独自事業は独自施策システムとなる

※ 詳細は、5～9頁の(参考3)をご参照ください。

- 一方で、地域生活支援事業の一部の事業等について標準化の対象としてほしいとの意見があるため、上記に記載した現状の整理では対応が困難な事項がないか確認させていただきたい。

No	確認したい事項(例)	補足
1	自治体で困難な事項はないか	例えば、経過措置の期限の目安やいつ頃分かるのか 等
2	ベンダからみて困難な事項はないか	
3	その他、事業者等で困難な事項はないか	標準化は自治体システムに義務付けるものであるため、事業者には影響しないと考えている。

(参考1)市町村の地域生活支援事業について

○ 市町村地域生活支援事業は以下のとおり多種多様です。

No	必須事業
1	理解促進研修・啓発事業
2	自発的活動支援事業
3	相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4	成年後見制度利用支援事業
5	成年後見制度法人後見支援事業
6	意思疎通支援事業
7	<u>日常生活用具給付等事業</u>
8	手話奉仕員養成研修事業
9	<u>移動支援事業</u> 国保連委託あり
10	<u>地域活動支援センター機能強化事業</u> 国保連委託あり

(参考) 交付税を財源として実施する

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業
- ・ 地域活動支援センター基幹的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務
- ・ 自動車運転免許取得・改造助成
- ・ 更生訓練費給付

赤字は、過去に標準化を望む意見があった事業である。

No	任意事業
1	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) <u>訪問入浴サービス</u> 国保連委託あり (3) 生活訓練等 (4) <u>日中一時支援</u> 国保連委託あり (5)地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 (6) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保 (7) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (8) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
2	社会参加支援 (1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

(参考2) 地域生活支援事業の扱いについて

- デジタル庁の見解は、標準化対象外の事務を処理するシステム(独自施策システム)は標準準拠システムと疎結合で(分離して)利用することとしており、**一体的なシステム利用は経過措置**で認められています。

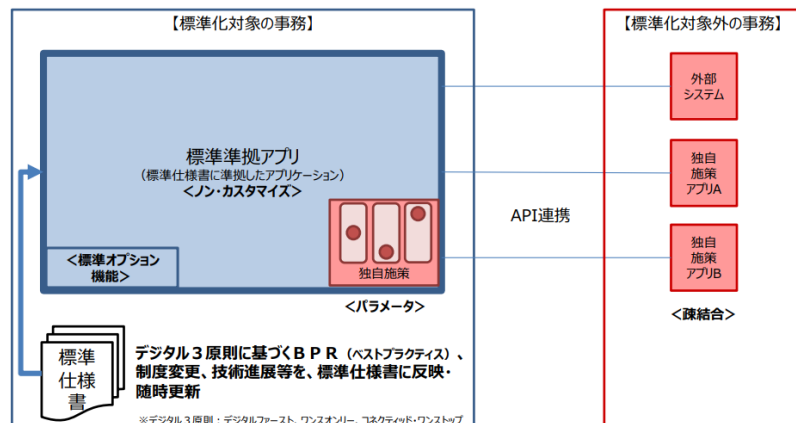
地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和5年9月8日閣議決定)

2.1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義

- 標準準拠システムと情報連携する標準準拠システム以外のシステムのうち、地方公共団体が条例や予算に基づいて行う独自施策を実現するためのもの(以下「独自施策システム」という。)や**標準化対象外機能(明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能をいう。以下同じ。)**等を実現するためのシステムは、**標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合で構築すること等**により、原則として標準準拠システムをカスタマイズしないようにする。

「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」について

- 統一・標準化の目標等を踏まえ、**「標準準拠アプリ」のカスタマイズは、原則として不可(ノン・カスタマイズ)**であり、標準仕様書は、**デジタル3原則に基づくBPR等のベストプラクティスを反映・随時更新**することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- **「標準準拠アプリ以外のアプリ」は、標準準拠アプリと情報連携する場合には、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、原則、標準準拠アプリとは別のシステムとして疎結合する形(API連携)で構築する。**

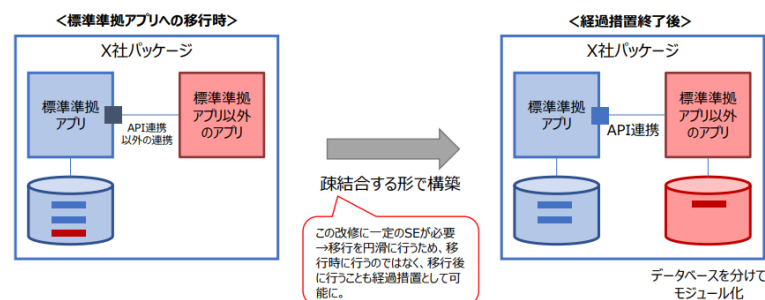


「標準準拠アプリ以外のアプリ」と「標準準拠アプリ」との関係 経過措置

- 「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」を同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切な在り方を事業者と地方自治体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」の間の連携等を行うことを可能とする。

【留意点】

- (1) 経過措置の場合、パッケージを提供するベンダと、当該パッケージを利用する地方自治体の間で、「標準準拠アプリ以外のアプリ」の取扱(※)について取り決めしておくことが望ましい。
※ 当該「標準準拠アプリ以外のアプリ」を、今後、疎結合でAPI連携する形に改修するか、新たに作り直すか。当該「標準準拠アプリ以外のアプリ」のデータ項目の移行をどのように担保するか。等
- (2) パッケージ化されていない「標準準拠アプリ以外のアプリ」(個別の自治体専用でスクラッチで開発した標準準拠アプリ以外のアプリ)については、標準準拠システムと疎結合の形に改修を行う必要がある。



- ・ 当面、経過措置として一体的なシステム管理は認められていることから、経過措置の利用が考えられる。
- ・ 現状の方針どおり、独自施策システムとして標準準拠システムと連携することにより対応は可能である。
- ※ 一部の地域生活支援事業を標準化の対象としても、残る部分や完全独自事務は独自施策システムで残ることとなる。

(参考3)独自事業(横出し)の扱いについて①(現状把握)

令和4年12月1日
全国意見照会資料

- 独自事業(横出し)については、標準化検討会でのご意見の他に、9団体より次の事業(※)について標準化の対象にしてほしい、又は対象外の場合はどのように対応すればよいのかとの意見を頂戴しております。

(※)地域生活支援事業(日常生活用具、国保連委託事業、移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、地域活動支援センター機能強化)、重度心身障害者医療費助成、タクシー券、ガソリン券など

- 一方で、独自事業(横出し)は、以下のとおり様々な形態の事業が多数行われております。

※赤文字は、標準化の対象にしてほしいとご意見のあった事業

I 市町村地域生活支援事業 必須事業
[1] 理解促進研修・啓発事業
[2] 自発的活動支援事業
[3] 相談支援事業
(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業
(2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
[4] 成年後見制度利用支援事業
[5] 成年後見制度法人後見支援事業
[6] 意思疎通支援事業
[7] 日常生活用具給付等事業
[8] 手話奉仕員養成研修事業
[9] 移動支援事業
[10] 地域活動支援センター機能強化事業

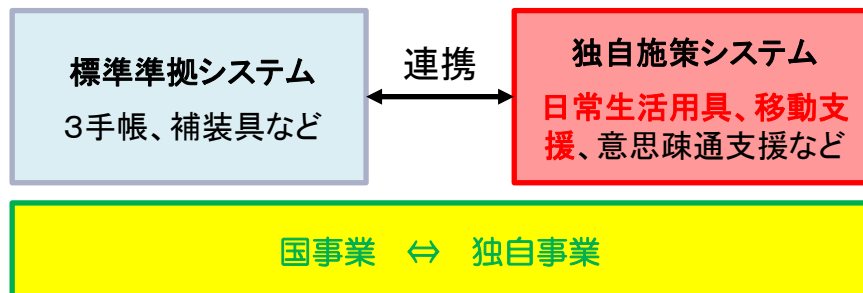
その他の条例事業
重度心身障害者医療費助成
独自手当
福祉タクシー
ガソリン補助
交通費助成
有料道路割引
緊急通報
…その他多数

相談、用具給付、在宅サービス、施設サービス、費用補助、医療費、手当など、事業の形態自体が多様である

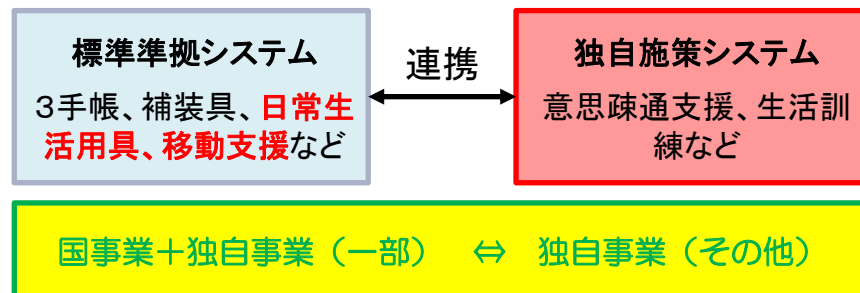
I 市町村地域生活支援事業 11 任意事業
【日常生活支援】
(1) 福祉ホームの運営
(2) 訪問入浴サービス
(3) 生活訓練等
(4) 日中一時支援
(5) 地域移行のための安心生活支援
(6) 障害児支援体制整備
(7) 巡回支援専門員整備
(8) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保
【社会参加支援】
(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等
(2) 文化芸術活動振興
(3) 点字・声の広報等発行
(4) 奉仕員養成研修
(5) 自動車運転免許取得・改造助成
【権利擁護支援】
(1) 成年後見制度普及啓発
(2) 障害者虐待防止対策支援
【就業・就労支援】
(1) 盲人ホームの運営
(2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)
(3) 更生訓練費給付
(4) 知的障害者職親委託
12 障害支援区分認定等事務

- 標準化の対象として望ましい独自事業(横出し)を特定した場合、残る独自事業(横出し)は標準化の対象外として独自施策システムで管理することとなり、独自事業(横出し)を管理するシステムが分かれることとなります。
- 更に、標準化の対象となる独自事業(横出し)は、標準仕様書への適合が求められることとなります。

○現状



○独自事業(横出し)の一部を対象とした場合の例



- なお、要望が最多である地域生活支援事業(日常生活用具)の概要は次のとおりである。

管理方法としては大きく、①継続品目(ストーマ用装具、紙おむつ等)、②住宅改修費、③それ以外の品目に分けられ、修理の有無や補助具としての別出しも異なる。

・申請書の様式

①～③の全てを含めた様式、①や②を別様式、変更申請書様式が別にある、収入・所得に係る世帯員記載欄は別紙、個人番号欄の有無はそれぞれ等、多様である。(条例事業であるため、個人番号有無はそれぞれである。)

・決定通知書の様式

①～③の全てを含めた様式、①や②を別様式、更に業者への通知書、変更決定通知書様式、却下通知書様式が別にある等、多様である。

・給付券の様式

①～③の全てを含めた様式、①や②を別様式、①のストーマ用装具と紙おむつも別様式、更に業者への給付券、①の給付券は1回の決定で1枚や1か月単位に12枚・6枚・4枚つづりの引換券等、多様である。特に給付券を引換券として利用される場合は金券と同義となる。

・求められる機能

負担上限額が世帯の収入による設定のみならず、児童や小児慢性特定疾患、難病で異なる、また算定するための所得区分の段階が3段階以外に23段階の自治体もあり、複雑さが多様であるため、マスタの管理方法のみならず、計算方法が多様である。また、①の給付券発行に伴う処理はストーマ用装具と紙おむつで異なる等、他の機能も多様である。

- 独自事業(横出し)は、地域の実情に応じて住民サービス向上のために創意工夫して実施しているものである前提を踏まえつつ、独自事業(横出し)を管理するシステムが分かれることによる弊害を最小化し、標準準拠システムで管理する事業との共存を図る方法としては、**標準準拠システムと独自事業(横出し)を管理する独自施策システムとの連携機能を充実させ、それぞれのシステムで必要な情報を検索、表示、抽出できるようにする**のがよいのではないかと考え、整理しております。

機能追加したもの(一部抜粋)

標準準拠システムと独自施策システムとの連携機能を追加

機能ID (旧)	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	
1.1.63.	独自施策システムに、以下の情報を提供する。 ・対象者情報 ※障害者・児 ・身体障害者手帳情報 ・療育手帳情報 ・精神障害者保健福祉手帳情報 ・支援措置対象者情報 ・発行抑止情報(住基抑止設定) ・送付先情報 ・連絡先情報 ・メモ情報	○	×	×	×	×	・地域生活支援事業や独自事業を管理する独自施策システムとの連携機能となる。 ・「地方公共団体情報システム標準化基本方針」4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係 に対応している。 ・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」に定める。
1.1.64.	独自施策システムに、以下の情報を照会する。 ・サービス受給状況情報 ・日常生活用具給付情報	○	×	×			
1.4.26.	機能ID:1.4.7.の要件に加えて、独自施策システムで管理している各事業の受給状況を確認できること。 ※1 独自施策システムと連携ができる場合であること ※2 表示有無をパラメタ等で設定できること	○	○	×	×	○	

サービス受給状況は、独自事業も合わせて確認できる機能を追加

機能ID (旧)	機能要件	実装区分
2.7.24.	日常生活用具について、以下の要領で身体障害者更生指導台帳(日常生活用具)を出力できること。 ※1 独自施策システムと連携ができる場合であること ※2 出力有無をパラメタ等で設定できること ※3 「身体障害者更生指導台帳(補装具)」の帳票レイアウトを利用し、印字編集条件等は帳票詳細要件に従うこと	○
2.7.25.	独自事業について、以下の要領で身体障害者更生指導台帳(指導記録)に印字できること。 ※1 独自施策システムと連携ができる場合であること ※2 印字有無をパラメタ等で設定できること ※3 印字編集条件等は帳票詳細要件に従うこと	○

更生指導台帳に独自事業の受給状況を印字する機能、日常生活用具は補装具レイアウトを利用し印字する機能を追加

●デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)事務処理要領 (令和4年10月7日 総務省「地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る PMO業務に関する説明会」資料)

第2 事業の実施方法等 (2) 交付の対象 ② 補助対象経費

E) 関連システムとの円滑な連携に要する経費

標準準拠システムと関連システム(標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うものに限る。)との間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される場合の稼働環境への接続設定等に要する経費

●(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)に関するQ&A

2. 対象システムについて

Q3 地方公共団体の独自の業務について、標準化対象となる基幹系システムと連携しているものも多いが、これらの独自システムについてガバメントクラウドを活用して利用することも可能か。その場合のガバメントクラウドへの移行経費は補助の対象となるか。

A3 地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】(令和4年10月)によれば、ガバメントクラウドに構築可能なシステムは、「標準準拠システム」及び「関連システム」であり、「関連システム」として、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムその他、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムについて広く対象とすることとされている。

関連システムのうち、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムについては、当該システムのガバメントクラウドの活用有無にかかわらず、標準準拠システムとの円滑な連携に要する経費として本補助金の対象となる。(令和4年10月更新)

●FAQ_地方公共団体情報システム標準化基本方針(20220831現在)

項番:8 ページ:13 分類:関連システム

質問: 「関連システム」については、国が具体的にどのシステムが「関連システム」に該当するかを指定するものではなく、あくまで地方公共団体の判断ということでしょうか。

回答: お見込みのとおりです。

標準化の対象外であっても、「関連システムのうち、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステム」であれば、標準準拠システムと関連システムとの連携に要する経費は補助対象となっている

●地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和4年10月 デジタル庁)

4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係

- 標準準拠システムと情報連携する標準準拠システム以外のシステムには、標準化対象外の事務を実現するためのシステム(独自施策システム)や外部システム等)や標準化対象外機能(明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能)等を実現するためのシステムがある。
- これらのシステムと標準準拠システムとの関係は、次のとおりである。
 - (1) 標準準拠システム以外のシステム(外部システムを除く。)との関係
- 標準準拠システム以外のシステム(外部システムを除く。以下(1)において同じ。)は、標準準拠システムと情報連携する場合には、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築することになる。
- この場合、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携については、連携要件の標準に規定する。
- ただし、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切なあり方を事業者と地方公共団体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムの間の連携等を行うことを可能とする。

●FAQ_地方公共団体情報システム標準化基本方針(20220831現在)

項番: 7 ページ: 12 分類: パッケージ特例(標準準拠システム以外のシステム)

質問: 「標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合」には「当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムの間の連携等を行うことを可能とする」とされていますが、「当分の間」とはどの程度の期間を指しますか。また、「経過措置」終了後は、どのように対応すべきなのでしょうか。

回答: 1つのパッケージで標準準拠システムとそれ以外のシステムが提供される場合、必ずしも、当該パッケージ単位での共同利用の促進や競争環境の確保が可能とは言えないことから、最も適切なあり方を事業者と地方公共団体で協議していくことを前提に、例外的な経過措置として、事業者の責任において対応することとしています。当分の間の具体的な期間の目安は設けておりませんが、経過措置終了後は、原則として、標準準拠システムとは疎結合する形で構築することとなります。

同一パッケージでの一体的な利用は、経過措置で認められている

(参考4)地域生活支援事業に関する過去のご意見

○ 令和3～5年度の意見照会における地域生活支援事業に関する意見は次のとおりです。

※ 令和3年度:12件、令和4年度:14件、令和5年度:0件

意見数	団体数	意見の概要
26件	合計:18団体 ・指定都市 6団体 ・中核市 6団体 ・特別区 0団体 ・一般市 6団体 ・町村 0団体	○ 地域生活支援事業のうち、標準化を求められている事業 ・日常生活用具給付等事業 9団体 ・移動支援事業 8団体 ・地域活動支援センター機能強化事業 2団体 ・日中一時支援 6団体 ・訪問入浴サービス 6団体 ・自動車改造助成 1団体 ○ 地域生活支援事業を標準化の対象としたい主な理由 ・ほとんどの自治体で実施する事務を対象外とする合理性がない ・同一システムのパッケージで運用しているが、経過措置後にシステムを分割することで経済的不効率 ・一体的なシステム調達や管理が効率的 等

○ 令和3～5年度の検討会・WTにおける地域生活支援事業に関する意見は次のとおりです。

※ 令和3年度:1件、令和4年度:1件、令和5年度:1件

意見数	構成員	意見の概要
3件	合計:2団体 ・中核市 1団体 ・特別区 1団体	・例えば日常生活用具や移動支援を標準化範囲内にしたとしても、意思疎通支援や生活訓練などは標準化範囲外として残ってしまうため、横出し事業については標準化範囲外とし、標準化範囲内外のシステムの連携機能を充実させる方針であるとの認識で問題ないか。 ・地域生活支援事業の給付管理が標準仕様書に明記されていないため、明記してほしい。

※ なお、ベンダから地域生活支援事業を標準化の対象にしてほしいとの意見はありません。

(参考5)標準化対象事務政省令の規定における地域生活支援事業の位置づけ

○ 標準化対象事務政省令は以下のとおりであり、地域生活支援事業は省令に規定されていません。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令（令和5年政令第78号）

十三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による知的障害者の判定に関する事務、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する事務、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの

十八 前各号に掲げる事務に附随する事務

政令には、地域生活支援事業は含まれていない。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（令和5年デジタル庁令・総務省令第2号）

第十二条 令第十三号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法第十一条第一項第二号ハの規定による児童及びその家庭についての調査及び判定又は同法第二十一条の五の三から第二十一条の五の九まで若しくは第二十一条の五の十一から第二十一条の五の十三までの規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九の規定による肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六の規定による障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七の規定による特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務
- 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条から第十七条の二までの規定による身体障害者手帳の交付に関する事務
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条又は第四十五条の二の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
- 四 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十一条第一項第二号ハの
- 五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第
よる障害児福祉手当若しくは同法第三章の二の規定による特別障害者手当の支給
定による調査又は同法第三十七条の規定による資料の提供等の求めに関する事
- 六 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務

省令には、地域生活支援事業は含まれていない。

障害者総合支援法における規定

第三章 地域生活支援事業

(市町村の地域生活支援事業) 第七十七条

- 七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二章第二節第二款から第四款まで、第二章第三節第一款若しくは第二款、第五十二条から第五十八条まで、第七十条、第七十一条、第七十六条又は第七十六条の二の規定による自立支援給付の支給に関する事務

(参考6)標準仕様書の規定内容について

○ 地域生活支援事業については、障害者福祉システム標準仕様書に以下のとおり対象外と規定しています。

障害者福祉システム標準仕様書

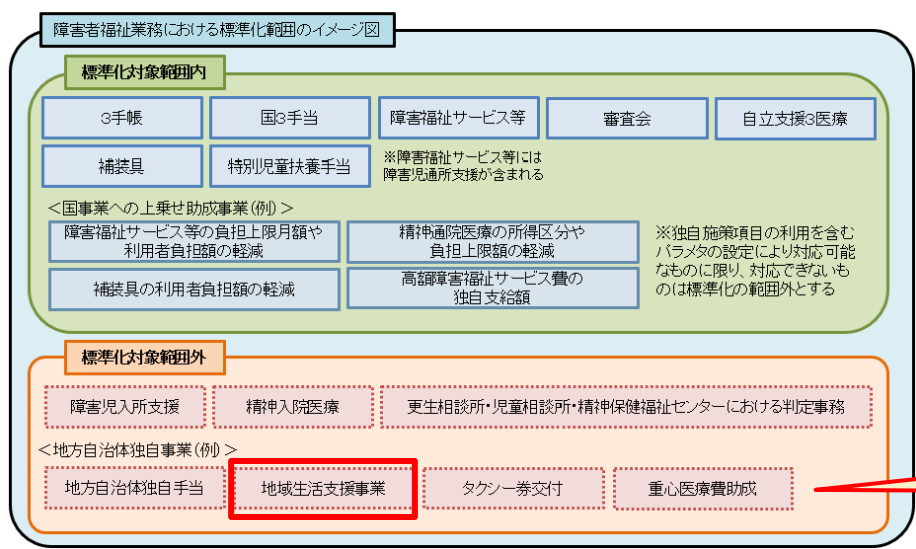
(2) 対象分野

本仕様書が規定する対象分野は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年1月政令第1号。以下「標準化対象事務政令」という。）第13号又は第18号及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号）第12条に定めるとおりとする。ただし、標準化対象事務政令第18条に定める事務で障害者福祉に関する事務は、独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務（※）について標準化対象事務とする。このイメージは図1-2のとおりである。

（※）

独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務とは、標準化対象事務とは別の申請を必要とする事務（例えば、利用者負担額の全額を負担した後、申請により半額を償還払い助成する等のいわゆる横出し事務）ではなく、現物給付による事務のうち、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、補装具費支給券等（地方自治体独自の受給者証等は含まない）に上乗せの内容を合わせて印字する必要がある事務（例えば、半額となった負担上限月額を受給者証に印字し、半額までの支払いで可とする等のいわゆる上乗せ事務）について、障害者福祉システム標準仕様書の規定の範囲で対応可能なものをいう。

図1-2 障害者福祉業務における標準化範囲のイメージ



標準化対象事務省令 第12条と規定しているため、**地域生活支援事業は含まれていない。**

機能・帳票要件一覧（ツリー図）

※大項目が数字の事業が標準仕様書の対象範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。

大項目	中項目	機能ID
障害者福祉	1. 障害者福祉共通	
	1.1. 他システム連携	0220001 0221255 Innnnnn
※以下の（市町村独自事業）は事例を掲載しており、記載の事業に限らない		
A. 市町村独自手当	（市区町村独自事業）	
B. 地域生活支援事業	（市区町村独自事業）	
C. タクシー券交付	（市区町村独自事業）	
D. 訪問入浴サービス	（市区町村独自事業）	
E. 重心医療費助成	（市区町村独自事業）	
F. 自動車改造費助成	（市区町村独自事業）	

機能・帳票要件のツリー図においても、**地域生活支援事業は標準化の対象外であることを記載している。**

地域生活支援事業は標準化の対象外と例示している。